



滋賀県
Shiga Prefecture



受付期間を更に1年
延長しました!

しがウクライナ避難民 応援支援金

ウクライナから滋賀県に避難された方を救援するため
支援金を募集します。

みなさまの あたたかいお気持ちを お寄せください。



寄せられた支援金は、(公財)滋賀県国際協会(SIA)から、県内でウクライナ避難民の支援を行う しが外国籍住民支援ネットワークへ寄付します。このネットワークを通じて、滋賀県へ避難された方の生活支援に活用させていただきます。必要な生活支援費を超える支援金が寄せられた場合には、日本赤十字社に寄付し、人道危機救援金として役立てます。

● 募金箱設置場所

- 滋賀県庁内(大津市京町4丁目1-1)
 - ①本館入口(総合案内)
 - ②新館入口(総合案内)
- ピアザ淡海(大津市におの浜1丁目1-20)
 - ③パスポートセンター(1階)
 - ④(公財)滋賀県国際協会(2階)
- 文化産業交流会館(米原市下多良2丁目137)
 - ⑤パスポートセンター米原出張所

受付期間

令和8年(2026年)
3月27日(金)
まで

● 口座振込による受付

<しがウクライナ避難民応援支援金 専用口座>

滋賀銀行 県庁支店 普通預金

口座番号 523836

口座名 公益財団法人滋賀県国際協会

※本支援金は、税制上の優遇措置(所得税控除や税額控除等)の対象です!

- ・優遇措置の適用を受けるには、確定申告の際に、このチラシと支援金の支出を証明できる書類(領収書や金融機関の振込票等の控えなど)が必要です。優遇措置を利用される方は、口座振込または(公財)滋賀県国際協会(SIA)窓口での支援金の直接お渡しによりご支援をお願いします。
- ・寄付金控除として「税額控除」を利用する際に必要な「税額控除に係る証明書」は、SIAのHPからダウンロードをしてください。

詳しくはホームページをご覧ください

滋賀県国際協会

